宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇　治　市
政策経営部
行政経営課
電話 22-3141番
印刷 宇治市槇島町吹前123-4
㈲南山城複写センター

目　次

規　則

○規則第５号　宇治市職員の提案に関する規則を廃止する規則……（政策推進課）…３
○規則第６号　宇治市産業会館条例施行規則の一部を改正する規則……（商工観光課）…３
○規則第７号　行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則……（人事課）…３
○規則第８号　宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（地域福祉課）…５
○規則第９号　宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則の一部を改正する規則……（男女共同参画課）…６
○規則第１０号　宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則……（人事課）…６
○規則第１１号　宇治市職員の勤務時間及び休日規則の一部を改正する規則……（人事課）…10
○規則第１２号　宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則……（人事課）…11
○規則第１３号　宇治市農業振興参与設置規則……（農林茶業課）…11
○規則第１４号　宇治市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則……（消防総務課）…11
○規則第１５号　宇治市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則……（予防課）…12

告　示

○告示第１９号　中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱……（商工観光課）…12
○告示第２０号　中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱……（商工観光課）…12
○告示第２５号　宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱……（保育支援課）…12
○告示第２９号　行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示……（人事課）…12
○告示第３０号　宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱の一部を改正する要綱……（健康生きがい課）…13
○告示第３１号　生活資金特別融資に係る宇治市保証料補給金及び利子補給金交付要綱を廃止する要綱……（商工観光課）…13
○告示第３７号　農地中間管理事業に関する協議結果の公表……（農林茶業課）…13

訓　令　甲

○訓令甲第１号　行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令……（人事課）…13
○訓令甲第２号　メール車運行規程の一部を改正する規程……（秘書広報課）…15
○訓令甲第３号　宇治市業者選定委員会設置規程の一部を改正する規程……（契約課）…15
○訓令甲第４号　育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規程の一部を改正する規程……（人事課）…16

消　防　本　部

○訓令甲第２号　主幹の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程……16

教　育　委　員　会

○規則第２号　宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則……16
○規則第３号　行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則……17
○規則第４号　宇治市図書館規則の一部を改正する規則……17
○告示第８号　宇治市立幼稚園就園指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱……18
○訓令甲第２号　行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程……18

選　挙　管　理　委　員　会

○告示第３３号　特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発送を開始する日……19

公　平　委　員　会

○規則第１号　管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……19

公　営　企　業

○規程第１号　宇治市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程……19
○規程第２号　消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係規程の整備に関する規程……20
○規程第３号　技術参事等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程……20
○規程第４号　宇治市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程……20
○規程第５号　宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程……20
○公告第３号　宇治市指定給水装置工事事業者の指定……21

規　則

宇治市職員の提案に関する規則を廃止する規則を、ここに公布する。

平成３１年３月２９日

宇治市長　山本　正

宇治市規則第５号

宇治市職員の提案に関する規則を廃止する規則

宇治市職員の提案に関する規則（平成１４年宇治市規則第４号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に助成金の交付の決定を受けた者に係る廃止前の宇治市職員の提案に関する規則の規定は、なお従前の例による。

３　この規則の施行前に表彰を受けた提案に関する全ての権利の帰属については、なお従前の例による。

（掲示済）

宇治市産業会館条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成３１年３月２９日

宇治市長　山本　正

宇治市規則第６号

宇治市産業会館条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市産業会館条例施行規則（昭和６２年宇治市規則第１４号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号ロ「　　殿」を「宛て」に改め、「㊞」を削り、「電話＿＿（　）＿＿」を「電話番号」に、「下記のとおり」を「宇治市産業会館条例第４条第１項の規定により会館を」に、「申請します」を「、次のとおり申請します」に改める。

別記様式第３号ロ「　　殿」を「宛て」に改め、「㊞」を削り、「電話＿＿（　）＿＿」を「電話番号」に、「下記のとおり使用取消」を「次のとおり会館の使用の取消し」に、「分～　時　分　」を「分から　時　分まで」に、「　を「　に、「の取消・変更」を「の取消し・変更」に

取消・変更	取消し・変更

」　」

改める。

別記様式第５号中「　　殿」を「宛て」に改め、「㊞」を削り、「電話＿＿（　）＿＿」を「電話番号」に、「下記のとおり」を「宇治市産業会館条例第７条の規定により」に、「返還を」を「返還を次のとおり」に、「分～　時　分　」を「分から　時　分まで」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の宇治市産業会館条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されているこの規則の施行の日以後における会館の使用に係る様式書類は、改正後の宇治市産業会館条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

３　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（掲示済）

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公布する。

平成３１年３月２９日

宇治市長　山本　正

宇治市規則第７号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

（宇治市防災規則の一部改正）

第１条　宇治市防災規則（昭和３８年宇治市規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項ロ「、担当部長」を削る。

別表第１産業班の項中「商工観光課」を「観光振興課」に、「産業推進課」を「産業振興課」に改める。

（宇治市財務規則の一部改正）

第２条　宇治市財務規則（昭和４４年宇治市規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表第８中

「　を「　に、

市民環境部長	産業地域振興部長
市民環境部担当部長	人権環境部長

」　」

「商工観光課長」を「観光振興課長」に、「産業推進課長」を「産業振興課長」に、

「　を「

年金医療課医療係長及び係員	年金医療課後期高齢者医療係長及び係員 年金医療課福祉医療係長

」　」

に、「学校教育課長」を「学校管理課長」に、「教育支援センター一貫教育課長」を「教育支援センター学校教育課長」に改める。

（宇治市環境保全審議会規則の一部改正）

第３条　宇治市環境保全審議会規則（昭和５２年宇治市規則第４０号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「、市民環境部環境企画課」を「、人権環境部環境企画課」に改める。

（宇治市事務事業進行管理制度に関する規則の一部改正）

第４条　宇治市事務事業進行管理制度に関する規則（昭和５４年宇治市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項各号列記以外の部分中「、担当部長」を削る。

（宇治市環境保全連絡調整会議設置規則の一部改正）

第５条　宇治市環境保全連絡調整会議設置規則（昭和５７年宇治市規則第３７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項ロ「、市民環境部副部長（市長が指名する者に限る。）」を「、人権環境部副部長」に改め、同条第４項中「、市民環境部環境企画課長」を「、人権環境部環境企画課長」に改める。

第７条中「、市民環境部環境企画課」を「、人権環境部環境企画課」に改める。

別表中「

市民環境部	市民環境部副部長（市長が指名する者に限る。） 文化自治振興課長 農林茶業課長 商工観光課長 環境企画課長 ごみ減量推進課長

」

を「　　に、

産業地域振興部	文化自治振興課長 農林茶業課長 観光振興課長 産業振興課長
人権環境部	人権環境部副部長 環境企画課長 ごみ減量推進課長

」

「　　を「　　に改める。

学校教育課長	学校管理課長 教育支援センター 学校教育課長

」　　」

（宇治市副市長事務分担規則の一部改正）

第６条　宇治市副市長事務分担規則（昭和５８年宇治市規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２条の表の第２副市長の項第１号中「、市民環境部」を「、産業地域振興部、人権環境部」に改める。

（宇治市庁舎管理規則の一部改正）

第７条　宇治市庁舎管理規則（昭和５８年宇治市規則第２５号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項の表中

「　　を「　　に改

市民環境部担当部長	人権環境部長

」　　」

める。

（宇治市土地利用対策審議会規則の一部改正）

第８条　宇治市土地利用対策審議会規則（昭和５８年宇治市規則第５５号）の一部を次のように改正する。

別表中「　　を

市民環境部	文化自治振興課長 農林茶業課長 商工観光課長 産業推進課長 環境企画課長 ごみ減量推進課長

」

「　　に、

産業地域振興部	文化自治振興課長 農林茶業課長 観光振興課長 産業振興課長
人権環境部	環境企画課長 ごみ減量推進課長

」

「　　を「　　に改める。

学校教育課長	学校管理課長

」　　」

（宇治市ラブホテル建築等規制条例施行規則の一部改正）

第９条　宇治市ラブホテル建築等規制条例施行規則（昭和５９年宇治市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「、市民環境部環境企画課」を「、人権環境部環境企画課」に改める。

（宇治市国際親善連絡調整会議設置規則の一部改正）

第１０条　宇治市国際親善連絡調整会議設置規則（昭和６２年宇治市規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項ロ「、市民環境部副部長」を「、産業地域振興部副部長、人権環境部副部長」に改める。

（宇治市職員安全衛生管理規則の一部改正）

第１１条　宇治市職員安全衛生管理規則（昭和６２年宇治市規則第３８号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「市民環境部（」を「人権環境部（」に、

「　　を「

市民環境部ごみ減量推進課	市民環境部副部長（市長が指名する者に限る。）

」

人権環境部ごみ減量推進課	人権環境部副部長

」

に改める。

（宇治市職員職務発明規則の一部改正）

第１２条　宇治市職員職務発明規則（昭和６３年宇治市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「、市民環境部副部長（市長が指名する者に限る。）」を「、産業地域振興部副部長、人権環境部副部長」に改める。

（宇治市行政サービスコーナー設置規則の一部改正）

第１３条　宇治市行政サービスコーナー設置規則（昭和６３年宇治市規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「、市民環境部市民課」を「、産業地域振興部市民課」に改める。

（宇治市情報化推進会議設置規則の一部改正）

第１４条　宇治市情報化推進会議設置規則（平成元年宇治市規則第２３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「、市民環境部長」を「、産業地域振興部長、人権環境部長」に改める。

（宇治市女性問題アドバイザー設置規則の一部改正）

第１５条　宇治市女性問題アドバイザー設置規則（平成５年宇治市規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、市民環境部男女共同参画課」を「、人権環境部男女共同参画課」に改める。

（宇治市歴史街道事業推進会議設置規則の一部改正）

第１６条　宇治市歴史街道事業推進会議設置規則（平成５年宇治市規則第４４号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ロ「市民環境部長」を「産業地域振興部長」に、「市民環境部商工観光課長」を「産業地域振興部観光振興課長」に改め、第５条ロ「、市民環境部商工観光課」を「、産業地域振興部観光振興課」に改める。

別表中「　　を

市民環境部	文化自治振興課長 農林茶業課長 環境企画課長

」

「　　に改める。

産業地域振興部	文化自治振興課長 農林茶業課長
人権環境部	環境企画課長

」

（宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則の一部改正）

第１７条　宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則（平成６年宇治市規則第３４号）の一部を次のように改正する。

別表中「　　を

宇治ファンクラブ	商工観光課
利子補給事務管理システム	商工観光課

」

「　　に、

利子補給システム	産業振興課

」

「　　を

学校教育課

」

「　　に改める。

教育支援センター学校教育課

」

（宇治市公印規則の一部改正）

第１８条　宇治市公印規則（平成７年宇治市規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表中「　　を「　　に、

商工観光課長

」

産業振興課長

」

「　　を

５１	古印体	方２１	宇治市市民環境部長之印	市民環境部長名をもつて発する文書用	文化自治振興課長	１

」

「　　に

５１	古印体	方２１	宇治市産業地域振興部長之印	産業地域振興部長名をもつて発する文書用	文化自治振興課長	１
５１の２	古印体	方２１	宇治市人権環境部長之印	人権環境部長名をもつて発する文書用	人権啓発課長	１

」

改める。

（宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正）

第１９条　宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成８年宇治市規則第２６号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「、市民環境部ごみ減量推進課」を「、人権環境部ごみ減量推進課」に改める。

（宇治市企業立地促進条例施行規則の一部改正）

第２０条　宇治市企業立地促進条例施行規則（平成１４年宇治市規則第２１号）の一部を次のように改正する。

第２１条中「、市民環境部産業推進課」を「、産業地域振興部産業振興課」に改める。

（宇治市男女共同参画推進参与設置規則の一部改正）

第２１条　宇治市男女共同参画推進参与設置規則（平成１６年宇治市規則第２３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、市民環境部男女共同参画課」を「、人権環境部男女共同参画課」に改める。

（宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第２２条　宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成１９年宇治市規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１の４級及び５級の項中「、ウトロ住環境対策室長」を「、ウトロ住環境対策室長、空き家対策室長」に改める。

（宇治市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正）

第２３条　宇治市農業委員会の委員の選任に関する規則（平成２９年宇治市規則第９号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項ロ「市民環境部長を」を「産業地域振興部長を」に、「市民環境部副部長」を「産業地域振興部副部長」に、「、市民環境部長」を「、産業地域振興部長」に改める。

（宇治市観光事業推進参与設置規則の一部改正）

第２４条　宇治市観光事業推進参与設置規則（平成２９年宇治市規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、市民環境部商工観光課」を「、産業地域振興部観光振興課」に改める。

（宇治市都市経営戦略推進本部設置規則の一部改正）

第２５条　宇治市都市経営戦略推進本部設置規則（平成３１年宇治市規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「市民環境部長」を「産業地域振興部長」に、「市民環境部担当部長」を「人権環境部長」に改める。

別表第２中

「　　を

市民環境部	文化自治振興課長　市民課長　農林茶業課長　商工観光課長　産業推進課長　人権啓発課長　男女共同参画課長　環境企画課長　ごみ減量推進課長

」

「　　に

産業地域振興部	文化自治振興課長　市民課長　農林茶業課長　観光振興課長　産業振興課長
人権環境部	人権啓発課長　男女共同参画課長　環境企画課長　ごみ減量推進課長

」

、「学校教育課長」を「学校管理課長」に、「教育支援センター一貫教育課長」を「教育支援センター学校教育課長」に改める。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（掲示済）

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成３１年３月２９日

宇治市長　山本　正

宇治市規則第８号

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和４９年宇治市規則第４５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項各号列記以外の部分中「、災害弔慰金を」を「災害弔慰金を」に、「うえ、災害弔慰金の」を「上で、当該」に改め、同項第１号中「、性別」を削り、同項第５号中「必要」を「必要が

ある」に改め、同条第２項第１号中「宇治市」を「本市」に改め、同項第２号中「当該」を「死亡者の」に、「、死亡者の」を「、当該」に改め、同項第３号中「必要」を「必要がある」に改める。

第３条第１項各号列記以外の部分中「、災害障害見舞金を」を「災害障害見舞金を」に、「うえ、災害障害見舞金の」を「上で、当該」に改め、同項第１号中「、性別、生年月日」を「及び生年月日」に改め、同項第５号中「必要」を「必要がある」に改め、同条第２項第１号中「宇治市」を「本市」に、「又は疾病」を「、又は疾病」に改め、同項第３号中「必要」を「必要がある」に改める。

第７条中「保証人の連署した借用書」を「借用書（保証人を立てる場合は、保証人が連署した借用書）」に、「及び保証人の印鑑証明書」を「の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）」に改める。

別記様式第１号中

「　　を

生年月日	年　月　日	性別	男・女

」

「　　に、「〒　　」を

	生年月日	年　月　日

」

「郵便番号」に、「電話番号　　局　　番」を「電話番号　　」に改める。

別記様式第２号の（表）中「２　半年賦」を「２　半年賦　　３月賦」に、「　　を

性別	男・女
生年月日	年　月　日（　歳）

」

「　　に改める。

生年月日	年　月　日（　歳）

」

別記様式第３号中「日に」を「日付けで」に、「半年賦」を「半年賦　　月賦」に改め、「年３パーセント」を削り、「同封の借用書（あなたと保証人が署名し、押印してください。）」を「あなたが署名し、押印した同封の借用書（保証人を立てる場合は、あなたと保証人が署名し、押印した借用書）」に、「あなたと保証人の印鑑証明書各１通」を「あなたの印鑑証明書１通（保証人を立てる場合は、あなたと保証人の印鑑証明書各１通）」に改める。

別記様式第５号中「年３パーセント」を削り、「あて」を「宛て」に改める。

別記様式第７号中「あて」を「宛て」に、「２　半年賦」を「２　半年賦　に、「カ月」を「箇月」に改める。

３　月　賦」

別記様式第１３号中「半年賦」を「半年賦・月賦」に、

「　　を

性別	生　年　月　日
男・女	年　月　日生

」

「　　に、「あて」を「宛て」に改める

生　年　月　日
年　月　日生

」

。

別記様式第１４号中「日に」を「日付けで」に、「お知らせします」を「通知します」に、「年利１０．７５パーセント」を「年５パーセント」に、「さらに」を「更に」に改める。

別記様式第１５号中「日に」を「日付けで」に、「年１０．７５パーセント」を「年５パーセント」に、「さらに」を「更に」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前の期間に係る償還未済額がある場合における改正後の別記様式第１４号及び別記様式第１５号の規定の適用については、これらの様式中「年５パーセント」とあるのは、「年５パーセント（平成３１年３月３１日前の期間に対応する部分にあつては、年１０．７５パーセント）」とする。

（掲示済）

宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成３１年３月２９日

宇治市長　山本　正

宇治市規則第９号

宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則（平成１５年宇治市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「（第４項において「休日」という。）」を削り、同条中第３項及び第４項を削り、同条第５項中「前各項」を「前２項」に改め、「若しくは開場時間」を削り、「開場し、若しくは休館し、若しくは休場する」を「休館する」に改め、同項を同条第３項とし、同条中第６項を第４項とする。

第１１条中「別表第１」を「別表」に改める。

第１２条の見出し及び同条第１項各号列記以外の部分中「及び駐車料金」を削り、同条第２項中「及び駐車料金」を削り、「、宇治市男女共同参画支援センター使用料等返還申請書」を「、宇治市男女共同参画支援センター使用料返還申請書」に改める。

別表の備考中「別表第１」を「別表」に改める。

別記様式第５号ロ「宇治市男女共同参画支援センター使用料等返還申請書」を「宇治市男女共同参画支援センター使用料返還申請書」に改め、「及び駐車料金」を削る。

附　則

この規則は、宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例（平成３１年宇治市条例第３号）の施行の日から施行する。

（掲示済）

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成３１年３月２９日

宇治市長　山本　正

宇治市規則第１０号

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市事務分掌規則（昭和５８年宇治市規則第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「、市民環境部文化自治振興課」を「、産業地域振興部文化自治振興課、人権環境部人権啓発課」に改める。

別表第１中

「

市民環境部		文化自治振興課	自治振興係　文化係　市民相談係
		市民課	市民係　住民登録係　戸籍係

		農林茶業課	農政茶業係　山林耕地係
		商工観光課	商工労政係　観光係
		産業推進課	
		人権啓発課	人権啓発係

」

を

「

産業地域振興部		文化自治振興課	自治振興係　文化係　市民相談係
		市民課	市民係　住民登録係　戸籍係
		農林茶業課	農政茶業係　山林耕地係
		観光振興課	観光係
		産業振興課	成長支援係　産業交流係
人権環境部		人権啓発課	人権啓発係

」

に、「医療係」を「後期高齢者医療係　福祉医療係」に、「ウトロ住環境対策室」を「ウトロ住環境対策室　空き家対策室」に改める。

別表第２政策経営部の部政策推進課企画係の項中第５号を削り、第６号を第５号とし、同表総務部の部総務課総務係の項中第１０号を削り、第１１号を第１０号とし、第１２号を第１１号とし、同表市民環境部の部中「市民環境部」を「産業地域振興部」に改め、同部文化自治振興課自治振興係の項第１１号中「属さない」を「属しない」に改め、同部中

「

商工観光課	商工労政係	⑴　商工業の振興に関すること。 ⑵　中小企業融資制度に関すること。 ⑶　商工業団体に関すること。 ⑷　大・中規模小売店対策に関すること。 ⑸　計量器の定期検査に関すること。 ⑹　産業会館に関すること。 ⑺　商店街振興組合等の設立許可等に関すること。 ⑻　技能功労表彰に関すること。 ⑼　労働対策に関すること。 ⑽　労働者福祉に関すること。 ⑾　健康保険日雇特例被保険者事務に関すること。 ⑿　その他商工及び労政に関すること。
	観光係	⑴　観光客誘致及び観光宣伝に関すること。 ⑵　観光資源の開発、保存、整備及び活用に関すること。 ⑶　観光催物の企画及び実施に関すること。 ⑷　観光施設の運営及び管理に関すること。 ⑸　観光関係団体に関すること。 ⑹　その他観光に関すること。 ⑺　課の庶務に関すること。
産業推進課		⑴　産業戦略に関すること。 ⑵　新たな産業の振興に関すること。 ⑶　企業誘致に関すること。 ⑷　宇治市企業立地促進条例（平成１４年宇治市条例第６号）に関すること。 ⑸　産業振興センターに関すること。 ⑹　ベンチャー企業育成工場に関すること。 ⑺　産業基盤整備基本計画に関すること。 ⑻　鉱区に関すること。 ⑼　その他産業の振興に関すること。
人権啓発課	人権啓発係	⑴　人権政策の総合調整に関すること。 ⑵　人権問題の調査及び研究に関すること。 ⑶　宇治市人権教育・啓発推進計画に関すること。 ⑷　宇治市人権教育・啓発推進本部に関すること。 ⑸　人権啓発に関すること。 ⑹　人権相談に関すること。 ⑺　人権侵害に係る事象に関すること。 ⑻　人権問題の研修に関すること。 ⑼　隣保館等の管理及び運営に関すること。 ⑽　隣保事業の届出の受理等に関すること。 ⑾　人権擁護委員に関すること。 ⑿　京都府住宅新築資金貸付事業管理組合に関すること。 ⒀　関係機関等との連絡調整に関すること。 ⒁　その他人権政策に関すること。
男女共同参画課		⑴　男女共同参画に係る施策の調整及び推進に関すること。 ⑵　男女共同参画に係る総合計画に関すること。 ⑶　男女共同参画審議会に関すること。 ⑷　女性問題及び男性問題に関すること。 ⑸　男女共同参画支援センターに関すること。 ⑹　ＪＲ宇治駅前市民交流プラザに関すること。 ⑺　その他男女共同参画の推進に関すること。
環境企画課	環境企画係	⑴　環境保全審議会に関すること。 ⑵　環境保全連絡調整会議に関すること。 ⑶　宇治市環境保全基本条例（昭和５１年宇治市条例第２９号）に関すること。 ⑷　環境啓発に関すること。 ⑸　地球温暖化対策に関すること。 ⑹　環境マネジメントシステムに関すること。 ⑺　その他地球環境問題に関すること。
	生活環境係	⑴　宇治市ラブホテル建築等規制条例（昭和５９年宇治市条例第１９号）に関すること。 ⑵　あき地の雑草等の除去に関すること。 ⑶　そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。 ⑷　墓地等に関すること。

		⑸　墓地公園の運営に関すること。 ⑹　斎場に関すること。 ⑺　環境美化の推進に関すること。 ⑻　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）に基づく周辺の生活環境の保全に係る措置の協力に関すること。 ⑼　狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号）に基づく犬の登録及び狂犬病の予防注射の注射済票に関すること。 ⑽　一般財団法人宇治市霊園公社に関すること。 ⑾　水道法（昭和３２年法律第１７７号）に基づく専用水道及び簡易専用水道に関する事務（宇治市水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長に対する事務委任規則（昭和５９年宇治市規則第４４号）に基づき委任する専用水道及び簡易専用水道に関する事務を除く。）に関すること。 ⑿　飲用井戸に関する事務（公共井戸取締条例（昭和２４年京都府条例第１４号）に基づく公共井戸に関する事務を除く。）及び専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽に関すること。 ⒀　公害対策に関すること。 ⒁　地上デジタルテレビジョン放送の難視聴地域への対応に関すること。 ⒂　浄化槽の設置等の届出に関すること。 ⒃　浄化槽設置整備事業補助金に関すること。 ⒄　その他環境保全及び環境衛生に関すること。 ⒅　課の庶務に関すること。
ごみ減量推進課	再資源・計画係	⑴　城南衛生管理組合との連絡調整及びし尿収集に係る受託窓口事務に関すること。 ⑵　一般廃棄物処理手数料の調定及び収納に関すること。 ⑶　一般廃棄物に係る処理、調査及び統計に関すること。 ⑷　一般廃棄物（し尿を除く。）の減量化及び再資源化に関すること。 ⑸　その他一般廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ⑹　課の庶務に関すること。
	業務係	⑴　一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬及び処理に関すること。 ⑵　城南衛生管理組合との連絡調整に関すること。
	ふれあい啓発係	⑴　廃棄物（し尿を除く。）の処理対策に係る企画及び啓発に関すること。 ⑵　廃棄物（し尿を除く。）の不法投棄の防止及び啓発に関すること。 ⑶　廃棄物（し尿を除く。）の処理対策に係る広報に関すること。

」

を

「

観光振興課	観光係	⑴　観光客等の誘致及び観光の宣伝に関すること。 ⑵　観光客等の受入れに係る環境の整備に関すること。 ⑶　観光関係団体に関すること。 ⑷　観光施設に関すること。 ⑸　観光行事に関すること。 ⑹　その他観光に関すること。
産業振興課	成長支援係	⑴　商工業の振興に関すること。 ⑵　中小企業融資制度に関すること。 ⑶　商工業団体に関すること。 ⑷　大・中規模小売店対策に関すること。 ⑸　計量器の定期検査に関すること。 ⑹　産業会館に関すること。 ⑺　商店街振興組合等の設立許可等に関すること。 ⑻　技能功労表彰に関すること。 ⑼　労働対策に関すること。 ⑽　労働者福祉に関すること。 ⑾　健康保険日雇特例被保険者事務に関すること。 ⑿　プレミアム付商品券に関すること。 ⒀　その他商工及び労政に関すること。 ⒁　課の庶務に関すること。
	産業交流係	⑴　産業戦略に関すること。 ⑵　新たな産業の振興に関すること。 ⑶　企業誘致に関すること。 ⑷　宇治市企業立地促進条例（平成１４年宇治市条例第６号）に関すること。 ⑸　産業振興センターに関すること。 ⑹　ベンチャー企業育成工場に関すること。 ⑺　産業基盤整備基本計画に関すること。 ⑻　鉱区に関すること。 ⑼　その他産業の振興に関すること。

」

に改め、同部の次に次の１部を加える。

人権環境部

課	係	分掌事務
人権啓発課	人権啓発係	⑴　部の庶務に関すること。 ⑵　人権政策の総合調整に関すること。 ⑶　人権問題の調査及び研究に関すること。 ⑷　宇治市人権教育・啓発推進計画に関すること。 ⑸　宇治市人権教育・啓発推進本部に関すること。 ⑹　人権啓発に関すること。 ⑺　人権相談に関すること。 ⑻　人権侵害に係る事象に関すること。 ⑼　人権問題の研修に関すること。 ⑽　隣保館等の管理及び運営に関すること。 ⑾　隣保事業の届出の受理等に関すること。

		⑿　人権擁護委員に関すること。 ⒀　京都府住宅新築資金貸付事業管理組合に関すること。 ⒁　関係機関等との連絡調整に関すること。 ⒂　その他人権政策に関すること。 ⒃　その他部内における他の課に属しないこと。
男女共同参画課		⑴　男女共同参画に係る施策の調整及び推進に関すること。 ⑵　男女共同参画に係る総合計画に関すること。 ⑶　男女共同参画審議会に関すること。 ⑷　女性問題及び男性問題に関すること。 ⑸　男女共同参画支援センターに関すること。 ⑹　ＪＲ宇治駅前市民交流プラザに関すること。 ⑺　その他男女共同参画の推進に関すること。
環境企画課	環境企画係	⑴　環境保全審議会に関すること。 ⑵　環境保全連絡調整会議に関すること。 ⑶　宇治市環境保全基本条例（昭和５１年宇治市条例第２９号）に関すること。 ⑷　環境啓発に関すること。 ⑸　地球温暖化対策に関すること。 ⑹　環境マネジメントシステムに関すること。 ⑺　その他地球環境問題に関すること。
	生活環境係	⑴　宇治市ラブホテル建築等規制条例（昭和５９年宇治市条例第１９号）に関すること。 ⑵　あき地の雑草等の除去に関すること。 ⑶　そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。 ⑷　墓地等に関すること。 ⑸　墓地公園の運営に関すること。 ⑹　斎場に関すること。 ⑺　環境美化の推進に関すること。 ⑻　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）に基づく周辺の生活環境の保全に係る措置の協力に関すること。 ⑼　狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号）に基づく犬の登録及び狂犬病の予防注射の注射済票に関すること。 ⑽　一般財団法人宇治市霊園公社に関すること。 ⑾　水道法（昭和３２年法律第１７７号）に基づく専用水道及び簡易専用水道に関する事務（宇治市水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長に対する事務委任規則（昭和５９年宇治市規則第４４号）に基づき委任する専用水道及び簡易専用水道に関する事務を除く。）に関すること。 ⑿　飲用井戸に関する事務（公共井戸取締条例（昭和２４年京都府条例第１４号）に基づく公共井戸に関する事務を除く。）及び専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽に関すること。 ⒀　公害対策に関すること。 ⒁　地上デジタルテレビジョン放送の難視聴地域への対応に関すること。 ⒂　浄化槽の設置等の届出に関すること。 ⒃　浄化槽設置整備事業補助金に関すること。 ⒄　その他環境保全及び環境衛生に関すること。 ⒅　課の庶務に関すること。
ごみ減量推進課	再資源・計画係	⑴　城南衛生管理組合との連絡調整及びし尿収集に係る受託窓口事務に関すること。 ⑵　一般廃棄物処理手数料の調定及び収納に関すること。 ⑶　一般廃棄物に係る処理、調査及び統計に関すること。 ⑷　一般廃棄物（し尿を除く。）の減量化及び再資源化に関すること。 ⑸　その他一般廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ⑹　課の庶務に関すること。
	業務係	⑴　一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬及び処理に関すること。 ⑵　城南衛生管理組合との連絡調整に関すること。
	ふれあい啓発係	⑴　廃棄物（し尿を除く。）の処理対策に係る企画、啓発及び広報に関すること。 ⑵　廃棄物（し尿を除く。）の不法投棄の防止及び啓発に関すること。

別表第２福祉こども部の部保育支援課計画係の項中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　幼児教育・保育の無償化に関すること。

別表第２福祉こども部の部保育支援課保育支援係の項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　幼児教育・保育の無償化に関すること。

別表第２福祉こども部の部保健推進課発達支援係の項第３号中「乳幼児、妊産婦等」を「乳幼児等」に改め、同部保健推進課親子健康係の項第２号中「パパママスタート事業」を「妊娠期及び産後における支援」に改め、同表健康長寿部の部年金医療課の項を次のように改める。

年金医療課	後期高齢者医療係	⑴　後期高齢者医療に係る被保険者証の引渡し並びに申請及び届出の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務に関すること。 ⑵　後期高齢者医療に係る保険料の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。 ⑶　後期高齢者医療に係る保険料の滞納整理に関すること。 ⑷　後期高齢者の健康診査事業に関すること。
	福祉医療係	⑴　老人に対する福祉医療費の支給に関すること。 ⑵　心身障害者（児）に対する福祉医療費の支給に関すること。 ⑶　一人親家庭児及びその親に対する福祉医

		療費の支給に関すること。 ⑷　子育て支援医療助成事業に関すること。 ⑸　重度心身障害老人健康管理事業に関すること。 ⑹　その他福祉医療に関すること。 ⑺　未熟児養育医療の給付等を行うこと。 ⑻　未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。 ⑼　未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の滞納整理に関すること。
	国民年金係	⑴　国民年金被保険者の資格等に関すること。 ⑵　国民年金の各種裁定請求に関すること。 ⑶　国民年金保険料の免除及び学生納付特例申請に関すること。 ⑷　福祉年金に関すること。 ⑸　特別障害給付金に関すること。 ⑹　在日外国人の高齢者及び重度障害者に係る特別給付金に関すること。 ⑺　年金生活者支援給付金に関すること。 ⑻　その他国民年金に関すること。

別表第２建設部の部建設総務課管理係の項第１２号中「属さない」を「属しない」に改め、同部維持課維持係の項第１号中「、樋門」を「、樋門、樋管」に改め、同項第４号中「市道」を「道路」に改め、同項第６号中「道路照明灯」を「道路照明灯をいう。」に改め、同項第７号中「災害復旧等」を「災害対応等」に、「復旧箇所等」を「応急復旧箇所等」に改め、同項第８号中「市道破損復旧」を「道路の破損復旧」に改め、同項第１２号中「いう。）」を「いう。以下同じ。）の操作」に改め、同部維持課工事係の項第１号中「一般土木維持工事」を「一般土木維持修繕工事」に改め、同項中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑹　私道整備事業補助金に関すること。

別表第２建設部の部維持課保全係の項第２号中「に係る維持修繕工事」を「の設備等に係る点検及び修繕工事」に改め、同項中第３号及び第４号を削り、同項第５号中「橋りょう長寿命化事業」を「道路施設の長寿命化事業」に改め、同号を同項第３号とし、同項第６号中「対応工事」を「対策工事」に改め、同号を同項第４号とし、同項中第７号を第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑹　内水排除施設の点検に関すること。

別表第２建設部の部雨水対策課計画係の項中第１４号を第１５号とし、第１３号を第１４号とし、第１２号の次に次の１号を加える。

⑬　内水排除施設に関すること。

別表第２建設部の部中

「

	ウトロ住環境対策室	ウトロ地区住環境改善事業に関すること。

」を

「

	ウトロ住環境対策室	ウトロ地区住環境改善事業に関すること。
	空き家対策室	空き家対策に関すること。

」に改め、

同表都市整備部の部建築指導課建築指導係の項中第５号及び第６号を削り、第７号を第５号とし、第８号を削り、第９号を第６号とし、第１０号及び第１１号を３号ずつ繰り上げ、第１２号及び第１３号を削り、第１４号を第９号とし、第１５号から第１７号までを５号ずつ繰り上げ、同部建築指導課建築審査係の項中第１８号を第２４号とし、第１６号及び第１７号を６号ずつ繰り下げ、第１５号を第１９号とし、同号の次に次の２号を加える。

⑳　指定確認検査機関との連絡調整及び報告書の受理に関すること。

㉑　建築物等の情報整備に関すること。

別表第２都市整備部建築指導課建築審査係の項中第１４号を第１８号とし、第８号から第１３号までを４号ずつ繰り下げ、第７号を第９号とし、同号の次に次の２号を加える。

⑩　崖地近接危険住宅に関すること。

⑪　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づく対象建設工事の届出等に関すること。

別表第２都市整備部建築指導課建築審査係の項中第６号を第８号とし、第５号を第６号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑺　建築協定に関すること。

別表第２都市整備部建築指導課建築審査係の項第４号の次に次の１号を加える。

⑸　道路の位置の指定に関すること。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（掲示済）

宇治市職員の勤務時間及び休日規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成３１年３月２９日

宇治市長　山本　正

宇治市規則第１１号

宇治市職員の勤務時間及び休日規則の一部を改正する規則

宇治市職員の勤務時間及び休日規則（昭和２６年宇治市規則第１６号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第９条の２」を「―第９条の５」に、「第９条の３」を「第９条の６」に改める。

第９条の３を第９条の６とし、第９条の２第２項及び第３項中「、前条第２項の規定による勤務」を「、時間外勤務」に改め、第４章中同条を第９条の５とし、第９条の次に次の３条を加える。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第９条の２　任命権者は、職員に時間外勤務（前条第２項の規定により命ぜられて行う勤務をいう。以下この章において同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

第９条の３　任命権者は、勤務時間条例第２条第２項に規定する再任用短時間勤務職員（以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。）に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第９条の４　任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

⑴　次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあつては、時間）